令和5年7月25日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和5年7月25日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社成田セントラル観光（法人番号：3040001061415）　代表者　前橋　良弘
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　千葉県香取郡多古町喜多389-23 （空港営業所）　千葉県成田市取香558-3
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　120日車
（５）主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
（６）違反行為の概要	令和4年9月21日及び令和4年10月14日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　12点 当該事業者の累積点数　12点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和5年7月25日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和5年7月25日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社四谷観光バス（法人番号：4030001015049）　代表者　秋元　清喬
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　埼玉県さいたま市南区四谷3-9-29 （本社営業所）埼玉県さいたま市南区四谷3-9-29
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　80日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
（６）違反行為の概要	令和4年10月24日及び令和4年11月11日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　8点 当該事業者の累積点数　8点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和5年7月25日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和5年7月25日
（２）事業者の氏名又は名称	香取中央交通株式会社（法人番号：4040001091741）　代表者　木村　幸生
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　千葉県香取市小川字谷ノ山1320-4 （本社営業所）千葉県香取市小川字谷ノ山1320-4
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　60日車
（５）主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
（６）違反行為の概要	令和4年10月20日及び令和4年10月26日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)乗務等の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　6点 当該事業者の累積点数　6点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)